

# 滋賀県公立学校臨時的任用職員募集要項

滋賀県教育委員会

滋賀県公立学校臨時的任用職員として任用するために、下記のとおり志願者を募集しています。

## 1. 種類

- (1) 司書
- (2) 栄養職
- (3) 事務職

## 2. 応募資格

- (1) 次の表の種別ごとに、それぞれに掲げる免許状等を所有しておられる方、または取得見込みの方

| 種別  | 所有免許状等         |
|-----|----------------|
| 司書  | 司書または司書補の資格証明書 |
| 栄養職 | 栄養士免許状         |
| 事務職 |                |

- (2) 地方公務員法第16条および学校教育法第9条に掲げる欠格事由に該当しない方。
- (3) 心身ともに健康で、勤務に耐え得る方。

## 3. 応募期間

随時。ただし4月当初からの任用を希望される場合は、原則として1月末日までに志願書を提出してください。

## 4. 募集する種別

- (1) 司書（高等学校図書室）
- (2) 栄養職（公立小・中学校または共同調理場、特別支援学校等）
- (3) 事務職（公立小・中学校）

## 5. 応募方法

志願者は、次の書類を滋賀県教育委員会事務局教職員課または、滋賀県小・中学校校長会事務局へ提出してください。

- (1) 滋賀県公立学校臨時的任用職員志願書(所定の用紙) 1部
- (2) 司書... 司書資格証明書写し  
栄養職... 栄養士免許状写し

ただし、上記免許状取得見込みの方は、免許状取得見込証明書を提出してください。  
免許状取得後直ちに免許状写しを提出してください。

## 6. 登録および任用

- (1) 志願書をもとに書類審査の上、臨時的任用職員志願者名簿に登録します。
- (2) 任用内定にあたっては、当該市町教育委員会または学校長より、本人あて通知します。
- (3) 任用の内定通知を受けられた方は、直ちに当該市町教育委員会または、学校長の指示により、次の書類を提出していただくことになります。

- (ア) 申立書(所定の用紙) 1部
- (イ) 健康診断書(3か月以内のもの) 1部
- (ウ) 資格証明書または免許状写し(事務職不要) 1部
- (エ) 履歴書(所定のもの) 1部

## 7. 給与その他の勤務条件

滋賀県教育委員会が別に定める「臨時教職員給与取扱要領」等に基づくものとします。

## 8. その他

- (1) 最新の内容での登録となるよう登録の有効期間を登録日から3年間とさせていただきますので、引き続き登録を希望される方は登録の更新をお願いします。
- (2) 登録を抹消したい場合や登録事項に変更が生じたときは、滋賀県教育委員会事務局教職員課または、滋賀県小・中学校校長会事務局までご連絡ください。

|        |   |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 滋賀県教育委員会事務局教職員課<br>〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1<br>TEL 077-528-4532・4534    |
|        | 滋賀県小・中学校校長会事務局<br>〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目4-15<br>TEL 077-521-1295 (教育会館内) |